

# 質疑回答書

契約番号 1-31号

件名 令和元年度 下恵土宮瀬雨水支線整備工事

	質 疑	回 答
	仮設ヤードとして民有地との記載があるが場所とその使用目的は何になるか。	場所:下恵土 513-1,513-2 使用目的:工車用車両の回転場・資機材置場等で使用する。
	(上記の土地は)、建設機械や資材の置場等で受注者も使用できるものであるか。	使用できる。
	全面通行止については工事期間中全線可能か。	地元の了解を得ており、全線通行止可能である。迂回路や規制期間・時間については、関係機関との協議の上決定する。
	施工箇所前の民家駐車場等が工事中使用できなくなるが代替地の考慮・負担は受注者の責となるか。	工事期間中使用できない事は了解済みである。仮駐車場を仮設ヤード内もしくは代替地に確保することを検討しており、受注者と協議の上決定する。
	水道移設工事 8月との明記があるが、これは別発注工事か。本工事と別におこなわれるものか。	別工事で可児市水道課が発注する。
	交通整理員の総数はいくつでしょうか。	未公表
	経費計算、工種区分を参考に教えてください。	「積算基準及び歩掛表(岐阜県県土整備部)」の「下水道工事(2)」を適用している。